

○渋谷区スポーツ推進計画策定委員会条例施行規則

平成29年3月31日

教規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、渋谷区スポーツ推進計画策定委員会条例（平成29年渋谷区条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(委員)

第3条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- 一 学識経験者 七人以内
- 二 区民 六人以内
- 三 区職員 五人以内
- 四 区立学校の校長又は教職員経験者 二人以内

(傍聴)

第4条 傍聴人の定員は、原則として傍聴席の範囲内とする。

2 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴については、渋谷区教育委員会傍聴規則（平成14年教育委員会規則第3号）の例による。

(議事録)

第5条 委員長は、次に掲げる事項を記載した委員会の議事録を作成しなければならない。

- 一 委員会の開催年月日
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議事日程
- 四 議事の顛末
- 五 その他委員会の経過に関する事項

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、答申日の翌日に、その効力を失う。